

いばらき高工賃事業所認証制度実施要項

1 目的

本事業は県内に所在する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく行政庁の指定等を受けている障害者福祉サービス事業所のうち就労継続支援 B 型事業所（以下「事業所」という。）のうち、茨城県が定める平均月額工賃の基準額以上の事業所を「いばらき高工賃事業所」として認証することにより、事業所における工賃向上に向けた動機付けを促し、障害者の工賃向上を図るほか、事業所を選択する利用者や保護者等の判断基準の一助となることを目的とする。

2 定義

この要項における基準額は、国が公表する全国の平均工賃額とする。

なお、実際に支払われる工賃収入や事業所のサービス内容などを保証するものではない。

3 認証の対象

県内に所在する事業所のうち、該当年度において「就労移行支援事業、就労継続支援（A 型、B 型）における留意事項について」に基づく工賃実績報告を茨城県に提出している事業所を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する事業所は対象外とする。

- （1）過去 3 年以内に障害者総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けている事業所
- （2）過去 3 年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されている事業所
- （3）その他の法令上又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事業所

4 認証の決定及び公表

該当年度における平均工賃月額が基準額以上の事業所を「いばらき高工賃事業所」として認証し、認証及び非認証事業所について、次に掲げる事項を県HP等により公表するものとする。

- （1）事業所の名称
- （2）事業所の所在市町村
- （3）事業所の平均月額工賃
- （4）県が必要と判断する事項

5 認証期間

認証の有効期間は、各年度において県HP等にて認証事業所として公表された日から次年度において認証事業所として公表される日までとする。

6 認証の取扱い

認証を受けた事業所は、各事業所のSNSやチラシ等にて、認証を受けた事実について公表することを認める。

7 認証の変更

事業所の平均月額工賃もしくは全国平均額が修正となった場合、再度認証の決定及び公表を行うものとする。

8 認証違反に対する処置

次の各号のいずれかに該当する場合には、認証の取消し等を行うことができる。

- (1) 認証期間中に認証の対象外となる事項が発生したとき
- (2) 平均月額工賃以外の内容で認証を受けたと誤解される内容で事業所が公表したとき
- (3) 県が不適當であると判断する行為が判明したとき

9 その他

この要項に定めるもののほか、認証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要項は、令和8年5月12日より適用する。